

平成23年度 生涯能力開発助成金交付要綱

第1条（目的）

社団法人奈良県トラック協会（以下協会という。）の会員事業者が、安全意識向上及び運転技能向上のため教育訓練の実施を促進する為、協会が指定する研修施設へ自社のドライバー等を派遣した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

第2条（資格・要件）

助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

第3条（助成対象研修施設）

助成対象となる研修施設は、次に掲げるとおりとする。

研 修 施 設	所 在 地
クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町 22-3
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町 605-16
中部トラック総合研修センター	愛知県西加茂郡三好町福谷字西の洞 21-127

第4条（助成対象研修）

助成対象となる研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般トラックドライバーに関する研修
- (2) 安全運転指導者等に関する研修
- (3) 運行管理者及び安全管理者等に関する研修
- (4) 上記(1)～(3)の研修の内、全ト協があらかじめ指定し、受講料の全額を助成する特別研修は対象としない。

第5条（助成額）

1名あたりの助成額は 10,000 円とし、全ト協が定額 10,000 円を助成する一般研修について協調助成することを妨げない。

第6条（事業期間）

本要綱に定める助成事業は、平成24年1月31日までとする。

第7条（受講申込通知）

この制度により受講しようとする会員事業者は、受講者、受講研修等について、事前に協会事務局へ通知する。

第8条（受講申込手続き）

受講を希望する会員事業者は、受講しようとする研修施設に対して、受講申込の手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている研修施設については、所定の受講料全額を直接納入する。

第9条（助成金交付請求）

会員事業者は、受講者が所定の期間受講し、「研修修了証」の交付を受けたときは、速やかに「研修修了証」（写）、受講料に係る「領収証」（写）及び「研修参加感想文」を添えて別紙の「助成金支給請求書」を協会事務局へ提出する。

第10条（受講予定申込後の変更又は中止）

会員事業者は、受講申込通知をしたのち、申込した事項について変更又は受講を中止した場合は、その旨を速やかに協会へ通知する。

第11条 この要綱は、平成8年4月1日より実施する。

【別 紙】

平成 年 月 日

生涯能力開発助成金支給請求書

社団法人奈良県トラック協会
会 長 藤岡 修三 殿

会社名
住 所
代表者

印

この度、下記の通り研修を受講し修了致しましたので、奈良県トラック協会よりの助成金を請求致します。

研修施設	コース名	受 講 日	人 数
		年 月 日 ~ 年 月 日	

1. 請求金額

請求金額（奈ト協助成金）【 円】

(1名@10000円×受講者分)

2. 振込先金融機関

金融機関名 _____ 本・支店名 _____

口 座 名 _____ (普通・当座)口座番号 _____

3. 添付書類

- (1) 研修修了証の写し
- (2) 受講料に係る領収書の写し
- (3) 研修参加感想文